

# 香港タックスアラート

(香港税務速報)

第30回 | 2023年1月



## 香港の域外からの所得に係る免税制度の法律案の可決

### サマリー



香港特別行政区（以下、香港）における改正された域外からの所得に係る免税（以下、FSIE）制度に関する法律案および政府が提案したその後の改正案が、2022年12月14日に立法会で可決された。

対応する条例は、2022年12月23日に公布される予定である。条例の公布により、FSIE制度は2023年1月1日から適用される予定である。

2022年10月28日に税務改正条例（特定の域外からの所得に対する課税）法案2022（FSIE法案）<sup>1</sup>が公布された。本法案に対する欧州連合（EU）のコメントに基づき、その後、香港政府は本法案に対する一定の修正案<sup>2</sup>（委員会段階の修正案）を提案した。本法案とすべての修正案は、2022年12月14日に立法会で可決された。

FSIE制度に関するより詳細な議論といつかの重要な問題についての我々の見解については、以前発行した香港タックスアラート21号（2022年11月）、香港タックスアラート24号（2022年11月）、香港タックスアラート26号（2022年11月）を参照すること。

### 法案の主な修正点

政府によって提案され、立法会で可決された法案の主な修正点は以下の通り。

- 「除外される事業体」の定義の削除（すなわち、FSIE制度の対象外となる除外される事業体のリストがなくなる）及びその結果生じる変更
- 「特定の域外からの所得」の定義を改正し、以下の所得を「特定の域外からの所得」から除外する
  - 実質的な活動要件<sup>3</sup>がある優遇税制のもとで、利益生産活動から得た、またはそれに付随する域外源泉の利子、配当、株式処分収益
  - 船主税制により免税される金額を得た事業体に発生した域外源泉の利子、配当、株式処分収益
- 中国語版法案の細かい文言の変更

1 FSIE法案については、こちらのリンクからアクセス可能: <https://www.legco.gov.hk/egazette/pdf/20222643/es32022264319.pdf>

2 法案の修正案と統合版のリストは、こちらのリンクからアクセス可能: <https://www.legco.gov.hk/yr2022/english/bc/bc06/papers/bc06cb1-819-1-e.pdf>

3 これらの制度には現在、(1) 企業財務センター、特定の保険事業、航空機リース、船舶リース、特定の海事サービス事業者、縁越利益に対する優遇税制、(2) 統一基金免税制度、(3) 非居住者に対する免税制度が含まれる。

## 資本参加免除制度における「ヘッドラインレート」アプローチ

立法プロセスにおいて、香港政府は、資本参加免除制度の「15%課税対象」の条件を満たすかどうかを判断するために、「ヘッドラインレート」アプローチ（すなわち、当該所得に課される実際の税率ではなく、関連する域外の法域の最高法人税率を考慮する）を採用することでEUと合意に達したことを公表した<sup>4</sup>。

香港税務局（IRD）は、「ヘッドラインレートアプローチ」の適用を説明するためのウェブサイト上の実施ガイドラインをまだ更新していないが、以下のように適用されると理解されている。

シナリオ	「15%課税対象」の条件を満たすかどうか？
1. 10%課税される中国本土企業の処分から得た収益（中国本土の法人所得税の最高税率は25%）	はい、処分収益は中国本土での課税対象となり、中国本土での最高税率は $\geq 15\%$
2. 中国本土と香港の間の二重課税協定に基づき中国本土で非課税とされている会社の処分から得た収益	いいえ、処分収益に対する実際の税負担がないため
3. シンガポールで非課税とされているシンガポール法人の処分から得た収益（シンガポールの法人税最高税率は17%）	いいえ、処分収益に対する実際の税負担がないため

## 発効日

FSIE制度に対応する条例は、2022年12月23日に公布される予定である。条例が公布されると、香港のFSIE制度は2023年1月1日から発効する（すなわち、**2023年1月1日以降に発生・受領した**特定の域外からの所得に適用される）。

## KPMGの見解

法案と改正案が可決されたにもかかわらず、FSIE制度の実際の解釈と適用をめぐる未解決の問題が依然として残っている。IRDは既存の実施ガイドラインを更新し、FSIE制度が実際にどのように適用され管理されるかを説明するためにより多くのガイダンスと例を提供する実務解釈指針（DIPN）を発行する予定である。

FSIE制度の発効日が間近に迫っていることから、香港の影響を受ける企業グループは、FSIE制度が各自のビジネスに与える影響を積極的に評価し、香港の潜在的な税務リスクを軽減するために可能な選択肢を検討する必要がある。この制度における経済的実体要件への準拠以外の問題で確実性を求めるのであれば、この制度の発効後（すなわち、2023年1月1日以降）に事前裁定を申請することを検討することが可能である。

4. 公表された内容の詳細については、こちらのリンクからアクセス可能：<https://www.legco.gov.hk/yr2022/english/bc/bc06/papers/bc06cb1-833-1-e.pdf>

# Hong Kong (SAR) Tax Alert

なお、日本語でのお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。



**Vivian Chen**  
陳 蕊  
**Head of GJP China Tax**  
Tel: +86 755 2547 1198  
[vivian.w.chen@kpmg.com](mailto:vivian.w.chen@kpmg.com)



**Lisa Li**  
李 輝  
**Partner**  
Tel: +86 10 8508 7638  
[lisa.h.li@kpmg.com](mailto:lisa.h.li@kpmg.com)



**Jie Xu**  
徐 澈  
**Partner**  
Tel: +86 21 2212 3678  
[jie.xu@kpmg.com](mailto:jie.xu@kpmg.com)



**Rui Matsuo**  
松尾 瑞  
**Senior Manager**  
Tel: +852 2978 8924  
[rui.matsuo@kpmg.com](mailto:rui.matsuo@kpmg.com)



**Deborah Leung**  
梁 秀章  
**Senior Manager**  
Tel: +852 2685 7742  
[deborah.leung@kpmg.com](mailto:deborah.leung@kpmg.com)



**Shintaro Ono**  
大野 真太朗  
**Associate Director**  
Tel: +852 2685 7358  
[shintaro.ono@kpmg.com](mailto:shintaro.ono@kpmg.com)



**Taro Mitani**  
見谷 太郎  
**Manager**  
Tel: +852 3927 5780  
[taro.mitani@kpmg.com](mailto:taro.mitani@kpmg.com)



**Takayuki Ogawa**  
小河 孝之  
**Manager**  
Tel: +852 3927 5525  
[takayuki.ogawa@kpmg.com](mailto:takayuki.ogawa@kpmg.com)



**Masatoshi Okumura**  
奥村 雅敏  
**Manager**  
Tel: +852 2685 7584  
[masatoshi.okumura@kpmg.com](mailto:masatoshi.okumura@kpmg.com)



**Yasuhito Otsuka**  
大塚 靖仁  
**Manager**  
Tel: +852 2685 7455  
[yasuhito.otsuka@kpmg.com](mailto:yasuhito.otsuka@kpmg.com)

[kpmg.com/cn/socialmedia](http://kpmg.com/cn/socialmedia)



For more KPMG Hong Kong (SAR) Tax Alerts, please scan the QR code or visit our website:  
<https://home.kpmg/cn/en/home/services/tax/hong-kong-tax-services/hong-kong-tax-insights.html>



For a list of KPMG China offices, please scan the QR code or visit our website:  
<https://home.kpmg/cn/en/home/about/offices.html>.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2022 KPMG Huazhen LLP, a People's Republic of China partnership, KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in Chinese Mainland, KPMG, a Macau (SAR) partnership, and KPMG, a Hong Kong (SAR) partnership, are member firms of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

© 2022 KPMG Tax Services Limited, a Hong Kong (SAR) limited liability company and a member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organisation.